

5 EDIFACT 電文（海上貨物・入出港関連）の運用方法について

5.1 積荷目録情報の訂正について

(1) 積荷目録提出（DMF）前の訂正

- ① 「積荷目録情報訂正（積荷目録提出前）（CMF01）」業務で行う。
- ② シングル B/L 電文はシングルメッセージ、マルチメッセージの両方で訂正が可能であり、マルチ B/L 電文はシングルメッセージのみでの訂正が可能である。

付表 14-5-1 積荷目録提出（DMF）前の訂正方法

	シングルメッセージで送信	マルチメッセージで送信
シングル B/L の訂正電文	○	○
マルチ B/L の訂正電文	○	×

「積荷目録情報登録（MFR）」業務により、マルチ B/L 電文で登録した積荷目録情報の訂正例を以下に示す。

例 1) シングル B/L 電文での訂正

(1) キー項目の場合

- ① 「積荷目録情報訂正（CMF01）」業務により、誤りのある B/L 情報、コンテナ情報を削除する。(Message function : 1 = Cancellation)
- ② 「積荷目録情報登録（MFR）」業務により、正しい B/L 情報、コンテナ情報を登録する。(シングルメッセージ、マルチメッセージの両方で可能)
(Message function : 9 = Original)

(付図 14-5-1 参照)

(2) キー項目以外の場合

- ① 「積荷目録情報訂正（CMF01）」業務により、正しい B/L 情報、コンテナ情報を訂正する。(シングルメッセージ、マルチメッセージの両方で可能)
(Message function : 5 = Replace)

(付図 14-5-2 参照)

例 2) マルチ B/L 電文での訂正

(1) キー項目の場合

- ① 「積荷目録情報訂正（CMF01）」業務により、「積荷目録情報登録（MFR）」業務で登録した全ての B/L 情報、コンテナ情報を削除する。
(Message function : 1 = Cancellation)
- ② 「積荷目録情報登録（MFR）」業務により、正しい B/L 情報、コンテナ情報を登録する。(シングルメッセージのみ可能)
(Message function : 9 = Original)

(付図 14-5-3 参照)

(2) キー項目以外の場合

- ① 「積荷目録情報訂正（CMF01）」業務により、「積荷目録情報登録（MFR）」業務で登録した全ての B/L 情報、コンテナ情報を正しい情報で訂正する。(シングルメッセージのみ可能)
(Message function : 5 = Replace)

(付図 14-5-4 参照)

- (注) 積荷目録情報におけるキー項目：「船舶コード」、「船会社コード」、
「船卸港コード」、「船卸港枝番」、
「コンテナオペレーション会社コード」、
「B/L 番号」、「コンテナ番号」

積荷目録提出 (DMF) 前の訂正については下記の表にまとめる。

付表 14-5-2 積荷目録提出 (DMF) 前のキー項目有無による訂正可否

キー項目	シングルメッセージで送信		マルチメッセージで送信	
	有り	無し	有り	無し
シングル B/L の訂正電文	○	○	○	○
マルチ B/L の訂正電文	○	○	×	×

(2) 積荷目録提出 (DMF) 後の訂正

- ① 「積荷目録情報訂正 (積荷目録提出後) (CMF02)」業務で行う。
- ② シングル B/L 電文はシングルメッセージ、マルチメッセージの両方で訂正が可能である。
- ③ マルチ B/L 電文はシングルメッセージ、マルチメッセージ共に訂正が不可である。

付表 14-5-3 積荷目録提出 (DMF) 後の訂正方法

	シングルメッセージで送信	マルチメッセージで送信
シングル B/L の訂正電文	○	○
マルチ B/L の訂正電文	×	×

「積荷目録情報登録 (MFR)」業務により、マルチ B/L 電文で登録した積荷目録情報の訂正例を以下に示す。

例 1) シングル B/L 電文での訂正

(1) キー項目の場合

- ① 「積荷目録情報訂正 (積荷目録提出後) (CMF02)」業務により、誤りのある B/L 情報、コンテナ情報を削除する。
(Message function: 1 = Cancellation)
- ② 「積荷目録情報登録 (積荷目録提出後) (CMF02)」業務により、正しい B/L 情報、コンテナ情報を登録する。(シングルメッセージ、マルチメッセージの両方で可能)
(Message function: 9 = Original)

(付図 14-5-1 参照)

(2) キー項目以外の場合

- ① 「積荷目録情報訂正 (積荷目録提出後) (CMF02)」業務により、正しい B/L 情報、コンテナ情報を訂正する。(シングルメッセージ、マルチメッセージの両方で可能)
(Message function: 5 = Replace)

(付図 14-5-2 参照)

積荷目録提出（DMF）後の訂正については下記の表にまとめる。

付表 14-5-4 積荷目録提出（DMF）後のキー項目有無による訂正可否

キー項目	シングルメッセージで送信		マルチメッセージで送信	
	有り	無し	有り	無し
シングル B/L の訂正電文	○	○	○	○
マルチ B/L の訂正電文	×	×	×	×

5.2 船舶運航情報（VTX01）の登録・訂正について

(1) 船舶運航情報（VTX01）の登録

「船舶運航情報登録（VTX01）」業務は CUSREP メッセージを使用する。
1 CUSREP メッセージ＝1 航海分の情報の格納となる。

（付図 14-5-5 参照）

（注）NACCS において「1 航海」とは、本邦の港に入港（または資格外変）後、本邦内の港から外国の港に向けて出港（または資格内変）するまでをいう。

(2) 船舶運航情報の訂正（全情報の訂正）

すでにシステムに登録されている船舶運航情報を「船舶運航情報登録（VTX01）」業務により、正しい船舶運航情報に訂正する。また、全情報の訂正業務により、本邦寄港地情報の追加を行うことができる。

（付図 14-5-6 参照）

(3) 船舶運航情報の訂正（単一港の訂正）

単一港の訂正を行う場合、「運航情報制限無し」と「運航情報制限有り」の2通りの方法がある。

① 運航情報制限無しの場合

「船舶運航情報登録（VTX01）」業務で登録した本邦寄港地情報のうち単一港の情報と、共通情報、外国寄港地情報を訂正する。

② 運航情報制限有りの場合

「船舶運航情報登録（VTX01）」業務で登録した本邦寄港地情報のうち単一港の情報を訂正する。（共通情報、外国寄港地情報の訂正は不可）

（付図 14-5-7 参照）

5.3 ACL情報登録 (ACL) の登録・訂正について

「ACL情報登録 (ACL)」業務には、「ACL情報登録 (コンテナ船用) (ACL01)」業務、「ACL情報登録 (在来船・自動車船用) (ACL02)」業務がある。「ACL情報登録 (コンテナ船用) (ACL01)」業務では、コンテナ船本情報、記号番号情報、品名情報の登録・変更業務を行うことができる。「ACL情報登録 (在来船・自動車船用) (ACL02)」業務では、在来船・自動車船本情報、記号番号情報、品名情報、車台番号等情報の登録・訂正業務を行うことができる。

(付図 14-5-8 参照)

それぞれの業務における業務コード、出力情報コードの関係は EDIFACT 対応業務サブセット名一覧 (付録 14-4) を参照のこと。

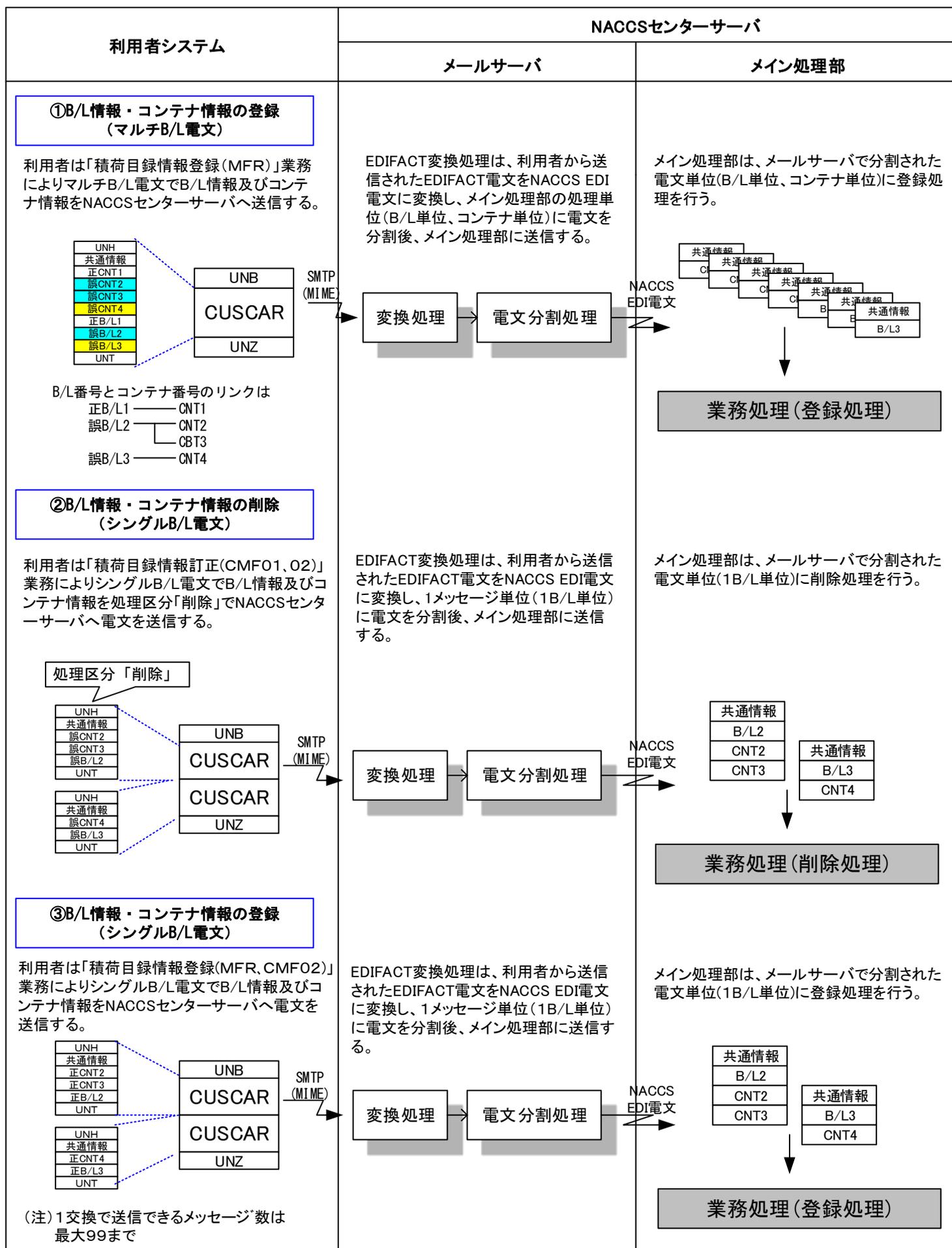
5.4 入港前統一申請 (VPX)、入港届等 (VIX)、出港届等 (VOX) の電文構成について

「入港前統一申請 (VPX)」業務、「入港届等 (VIX)」業務、「出港届等 (VOX)」業務の EDIFACT 電文の相違については以下の表の通りとなる。

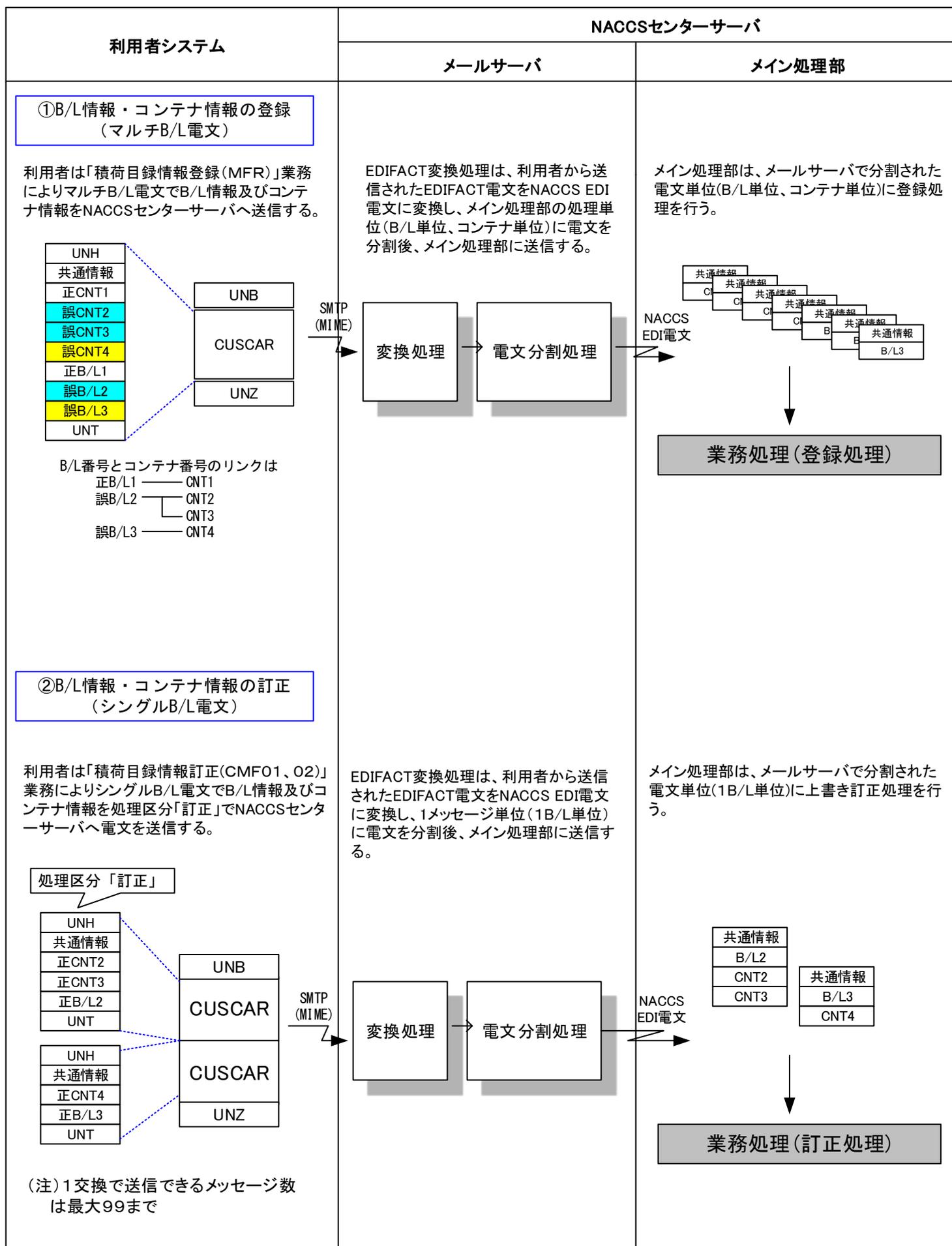
付表 14-5-5 VPX, VIX, VOX の電文構成の相違

情報名	入港情報	出港情報	入港通報情報	検疫通報情報	明告書情報	事前通報情報	航路情報	船舶保安情報	陸揚貨物情報	荷役・危険物情報
入港前統一申請 (VPX)	—	—	○	○	—	○	○	○	○	○
入港届等 (VIX)	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—
出港届等 (VOX)	—	○	—	—	—	○	○	—	—	○
マッピングの位置	SG8	SG8	SG8	SG8	SG8	SG8	SG8	SG8	SG8	SG8
識別子	20	20	20	QIF	MDH	HMI	MTI	CGI	LDC	DGI

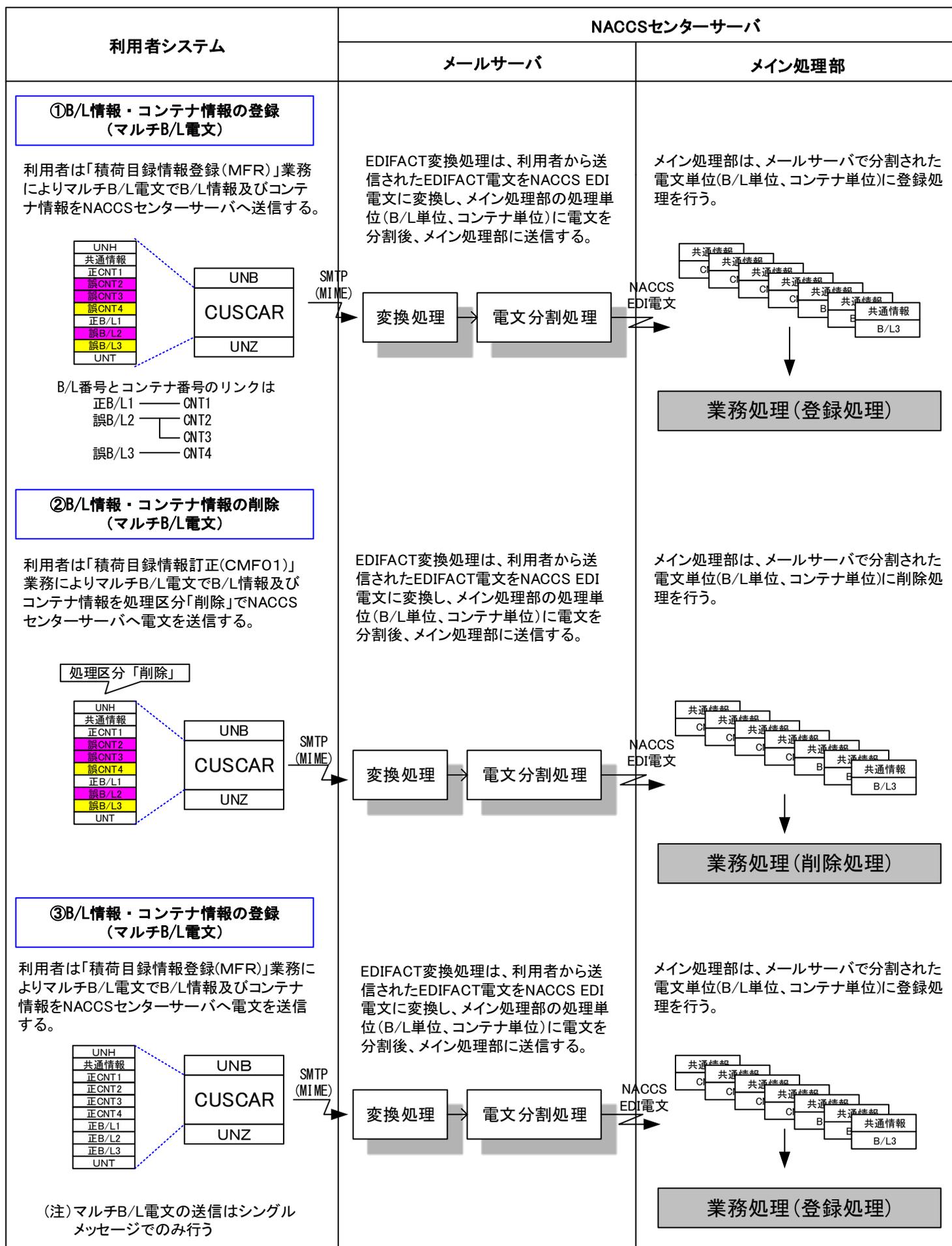
マルチB/L電文で登録した積荷目録情報について
シングルB/L電文での訂正方法(キー項目の場合)



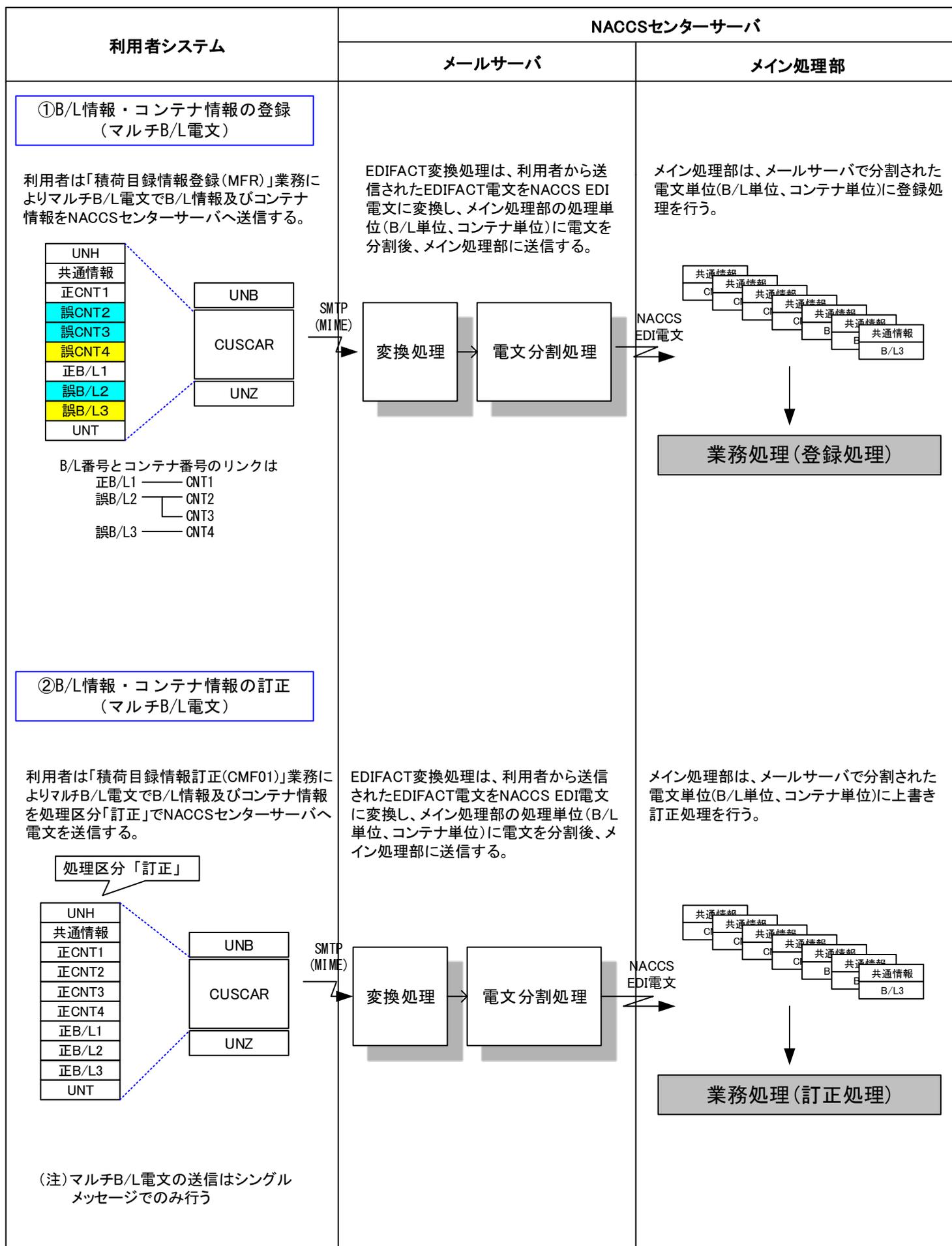
マルチB/L電文で登録した積荷目録情報について
シングルB/L電文での訂正方法(キー項目以外の場合)



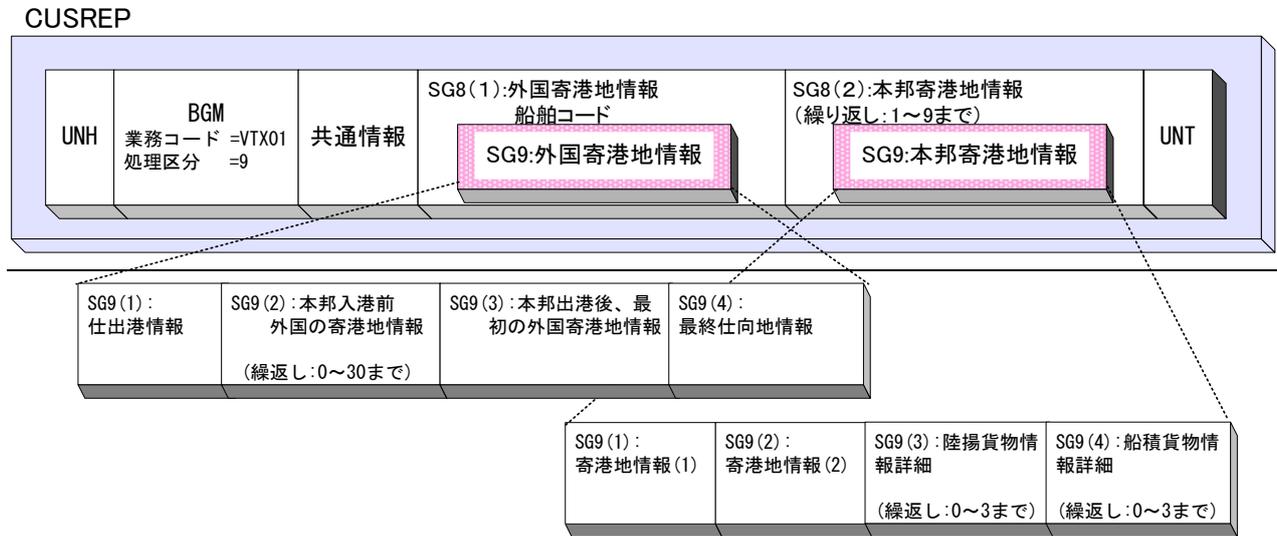
マルチB/L電文で登録した積荷目録情報について
マルチB/L電文での訂正方法(キー項目の場合)



マルチB/L電文で登録した積荷目録情報について マルチB/L電文での訂正方法(キー項目以外の場合)



船舶運航情報登録の EDIFACT 電文

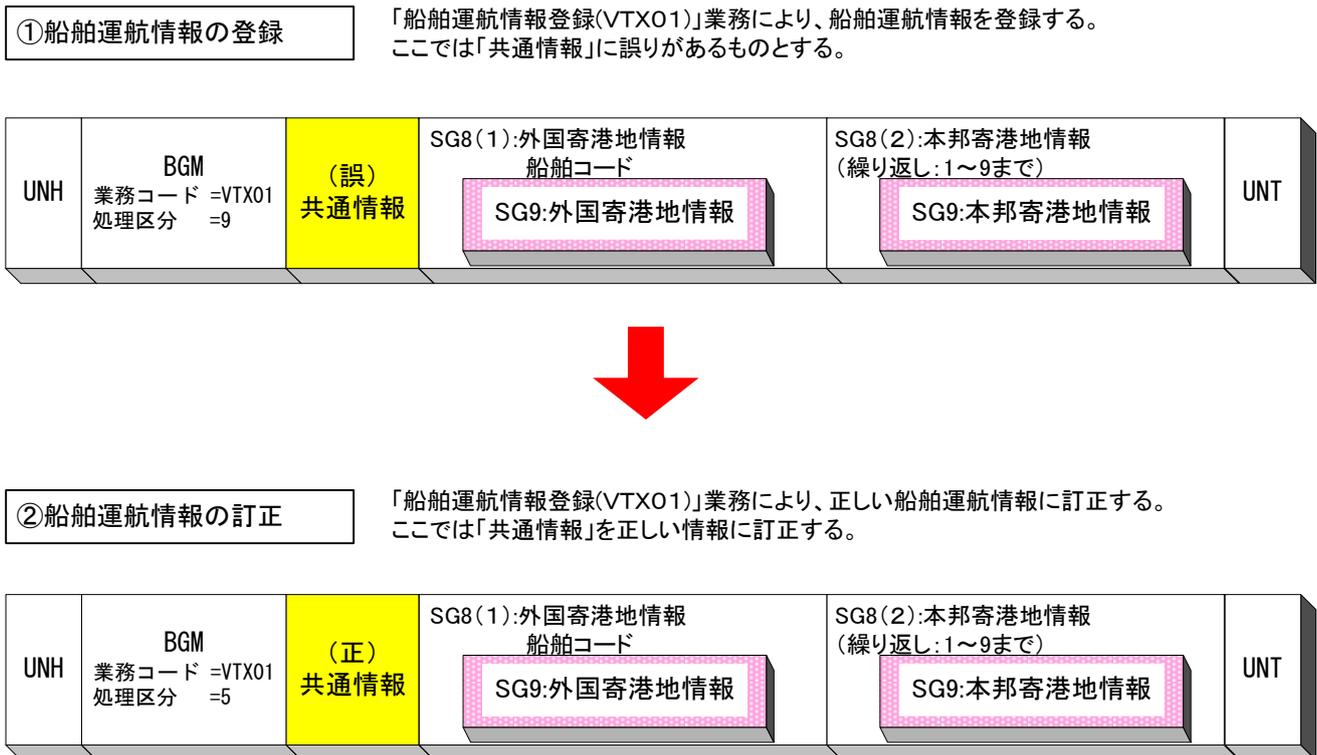


「船舶運航情報登録 (VTX01)」業務の EDIFACT 電文イメージは上記図のようになる。
SG8(1)には外国寄港地情報が、SG8(2)には本邦寄港地情報 (最大9情報) が登録される。

船舶運航情報の訂正

「船舶運航情報登録 (VTX01)」業務にて登録した情報を訂正する場合、以下のような手順となる。

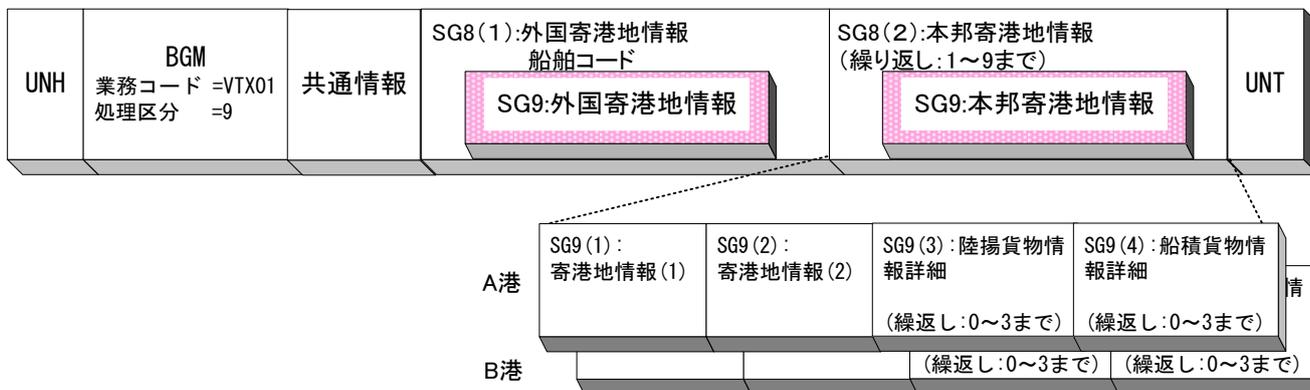
ただし、船舶コードの訂正は行えない。(船舶コードの訂正を行いたい場合、もう一度船舶運航情報の再登録を行う必要がある。)



また、「船舶運航情報登録 (VTX01)」業務にて登録した情報に対し、更に本邦寄港地情報を追加したい場合、以下の手順で本邦寄港地情報を追加する。(本邦寄港地情報の最大登録数は9回である)

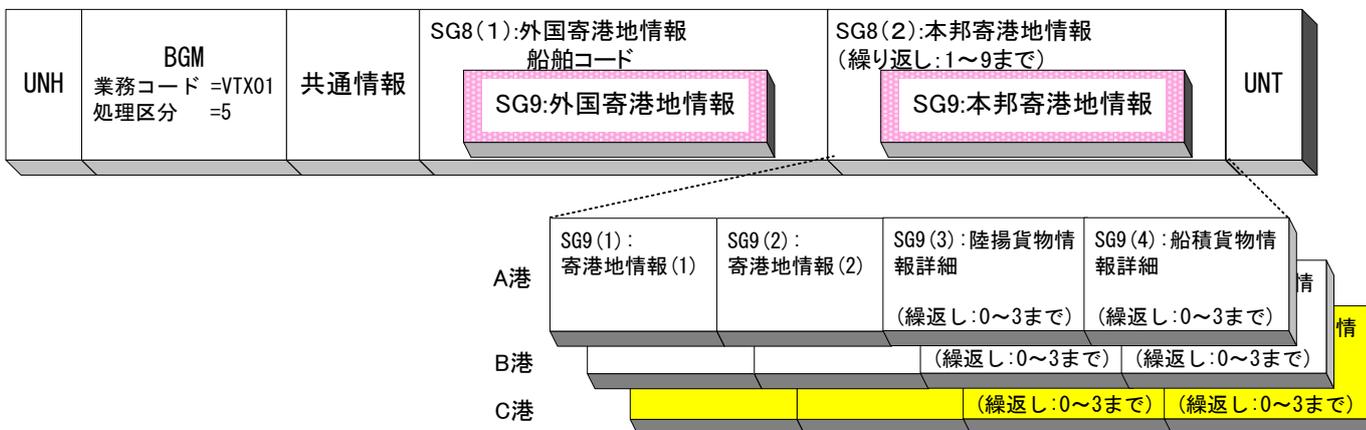
①船舶運航情報の登録

「船舶運航情報登録(VTX01)」業務により、船舶運航情報を登録する。
ここで本邦寄港地情報は、本邦寄港地情報(1)にA港を、本邦寄港地情報(2)にB港を登録する。



②本邦寄港地情報の追加

「船舶運航情報登録(VTX01)」業務により、本邦寄港地情報を追加する。
本邦寄港地情報(3)としてC港を追加する。
※共通情報、外国寄港地情報、A港情報、B港情報は再送信する。

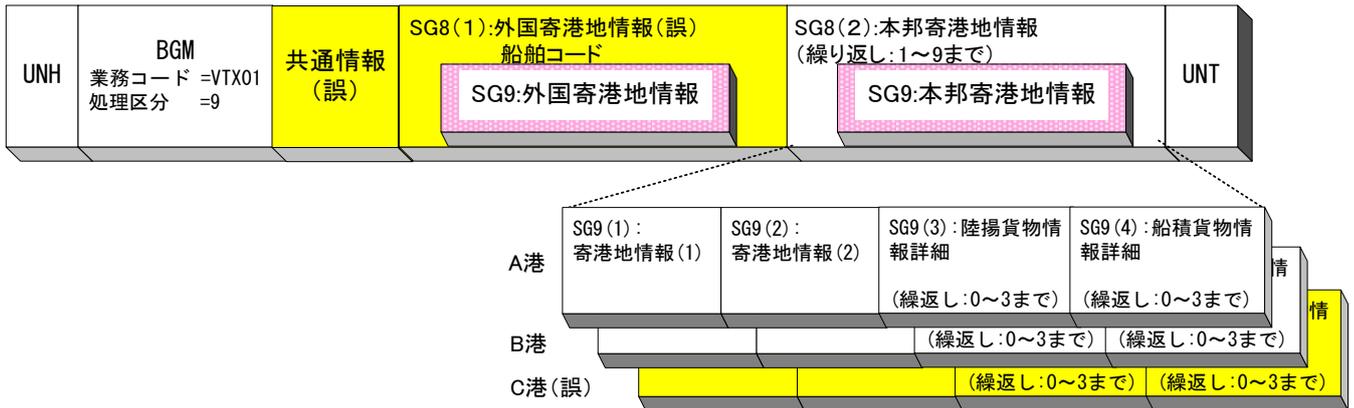


船舶運航情報の訂正（単一港の訂正）

①運航情報制限無しの場合

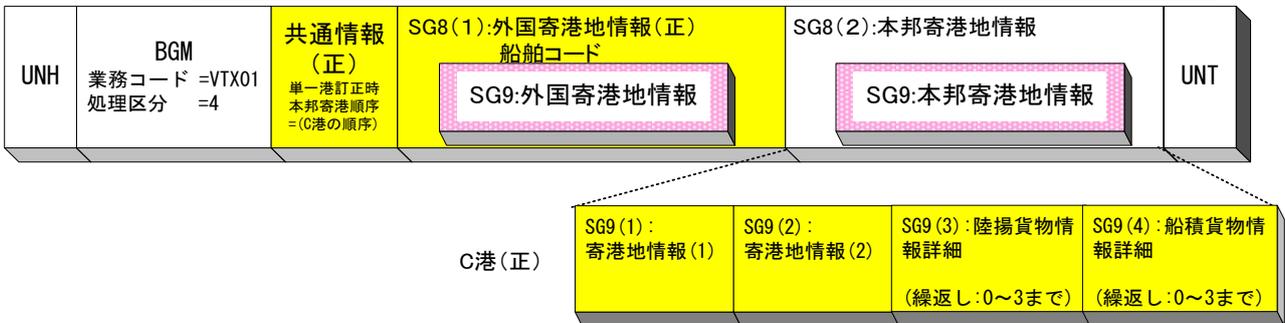
「船舶運航情報登録（VTX01）」業務にて登録した共通情報、外国寄港地情報、本邦寄港地情報(3)のC港を訂正する場合、以下のような手順となる。

(登録時)



(訂正時)

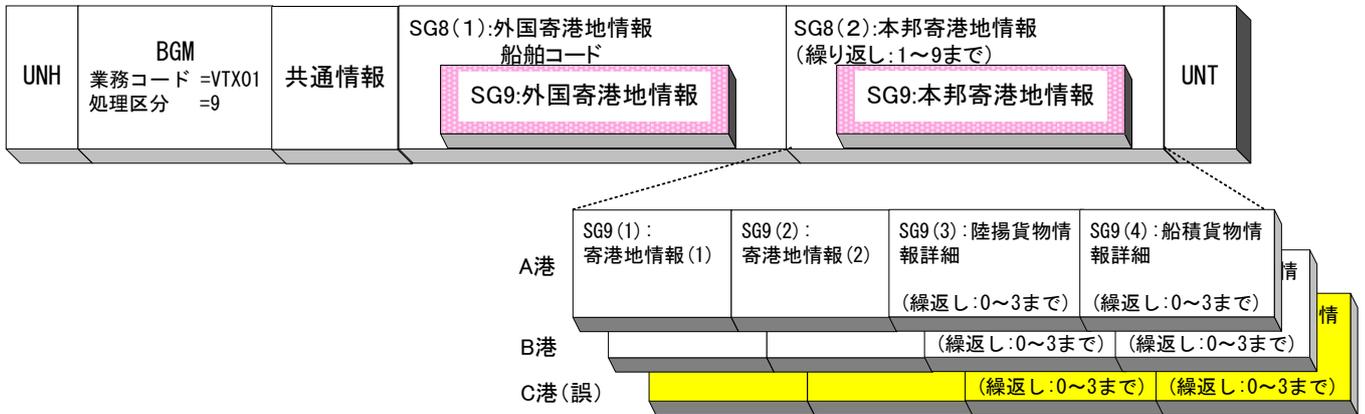
処理区分=4(運航情報制限無し)による単一港の訂正を行うと、共通情報、外国寄港地情報、本邦寄港地情報(どれか1つ)を訂正することができる。



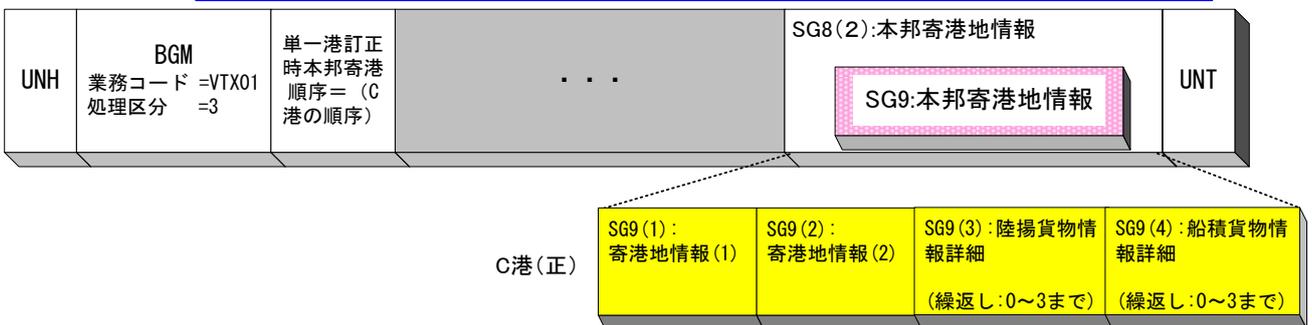
②運航情報制限有りの場合

「船舶運航情報登録 (VTX01)」業務にて登録した本邦寄港地情報のうち、本邦寄港地情報 (3) のC港を訂正する場合、以下のような手順となる。

(登録時)



(訂正時) 処理区分=3(運航情報制限有り)による単一港の訂正を行うと、本邦寄港地情報(どれか1つ)を訂正することができる。(共通情報、外国寄港地情報の訂正は不可)

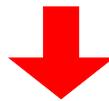
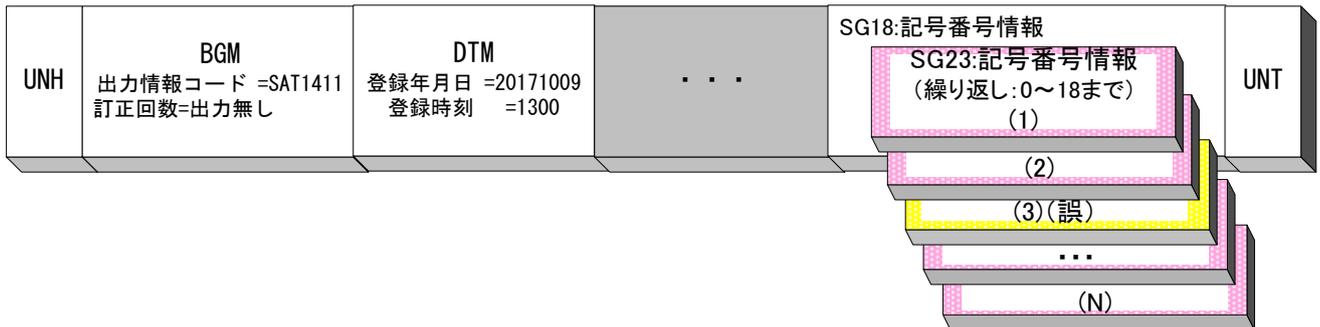


ACL情報の訂正

「ACL情報登録(コンテナ船用)(ACLO1)」及び「ACL情報登録(在来船・自動車船用)(ACLO2)」にて登録した記号番号情報が訂正された場合、以下のように EDIFACT 側へ出力される。

①記号番号情報の登録

「ACL情報登録(コンテナ船用)(ACLO1)」業務により、記号番号情報を登録する。
ここでは「記号番号情報」の(3)に誤りがあるものとする。



②記号番号情報の訂正

「ACL情報登録(コンテナ船用)(ACLO1)」業務により、記号番号情報(3)を正しい記号番号情報に訂正する。

